

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用に関する評価基準について

1 対象工事

令和5年11月23日以降に着手する安城市が発注する全ての工事（工事成績評定のない工事は除く）

2 評価基準

受注者が、 から までの評価基準を全て達成した場合、工事成績評定表の「5. 工事特性」において1点加点する。なお、条件を満たさない場合であっても、工事成績の減点は行わない。

評価対象項目	判断基準
事業者登録	元請のみ（下請の登録は求めない）
CCUS活用の申し出	工事着手までに工事打合簿又は施工計画書により提出
技能者登録	1名以上
現場登録（管理者ID（現場管理者）登録）	当該現場の登録
現場へのカードリーダー設置、利用	利用状況が確認できること（利用回数は問わない）

、 は工事着手前に登録済みの場合も、基準を満たしているものとする。

3 実施状況の確認方法

受注者は、工事完成時にCCUS活用状況を確認できる資料を発注者に提示する。

提示方法は問わない（紙、データ）

評価対象項目	確認できる書類の例
事業者登録	就業履歴一覧（月別カレンダー）等
技能者登録	
管理者ID（現場管理者）登録	現場・契約情報等
カードリーダーの設置、利用	就業履歴一覧（月別カレンダー）等

4 その他

CCUSに係る費用（登録、機器設置費用、現場利用料等）の積み上げ計上は行わない。

【用語の定義】

下 請 ... 建設業法第2条第5項に規定する下請負人

技 能 者 ... 元請事業者及び下請事業者の現場従事者

事 業 者 登 録 ... CCUSに事業者を登録すること

技 能 者 登 録 ... CCUSに技能者を登録すること

管理者ID（現場管理者登録） ... 元請事業者がCCUSに現場管理者を登録すること

カ ー ド リ ー ダ ー ... CCUSに対応したICカードリーダー